

◆ 改訂の目的

各学校では、平成29年度末までの3年間にわたり、「旧総合対策」に基づき、様々な取組を通して、いじめ防止等の対策を推進してきている。本区では、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「中央区いじめ問題対策委員会」における議論を踏まえ、平成30年1月に「中央区いじめ防止基本方針」を改定するとともに、「旧総合対策」の成果と課題を整理し、「中央区いじめ総合対策」の改訂を行うこととした。

1 四つの段階に応じた具体的な取組の主な変更点

(1)未然防止

○学校いじめ対策委員会の全校設置

学校いじめ対策委員会のメンバーに、スクールカウンセラーや専任教育相談員を加える。

○「いじめに関する授業」の実施

学校は、年に最低3回、全ての学級で「いじめに関する授業」を実施する。

○いじめに関する教員研修の実施

教職員（特に若手教員）に対し、いじめに関する研修を実施する。また、全教職員が「いじめ」の定義をはじめとした法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。これらの趣旨を踏まえ、教職員に対する校内研修を年3回以上実施する。

○いじめ防止等の取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改定

年度末に、学校の取組状況について、自己評価、外部評価等を通して検証し、次年度に向けて「学校いじめ防止基本方針」を改定する。

(2)早期発見

○いじめ解消に向けた学校の迅速な取組

学校がいじめを認知したら、「学校いじめ対策委員会」を開く。

○機動的・即時性をもった解決に向けた支援

「学校いじめ対策委員会」は、児童・生徒及び保護者に対応した経過や進捗状況を教育委員会に報告するとともに、すべての教職員が確認できる方法で保管する。

○「ケース会議」「学校サポートチーム」会議等の開催及び支援の依頼

被害や加害の児童・生徒に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、「ケース会議」「学校サポートチーム」を開催し、対応策を協議する。

○地域や関係機関と連携した声掛け、見守り等

子ども家庭支援センター、警察署、児童館等の関係機関や、地域住民に児童・生徒の登下校時や地域での見守りを依頼する。

○解消の確認

国においては3ヶ月を目安にしているが、安易に解消と判断することがないよう期間の目安を設けず、日常的に注意深く観察し、教育委員会、学校の共通認識のもとに判断する。

(2)早期発見

○教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

すべての教職員が、法に規定された「いじめ」の定義を確実に理解する。また、行為の内容にかかわらず、その行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じている場合、全教職員が「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する。

○「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

教職員は、子どもの様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事例でもその日のうちに「学校いじめ対策委員会」に報告する。また、手続きが遅滞なく行われるようにするため、学校として基本となる報告の流れ（マニュアル）を決めておく。

○ふれあい月間を活用した児童・生徒へのアンケート調査の実施

学校は、効果的にいじめの実態を把握できるよう、「いじめに関するアンケート」を年3回以上実施し、いじめ等の実態を把握する。なお、当該アンケートの保存期間を、実施年度の末から3年間とする。

○児童・生徒の行動の情報共有

小学校でのいじめが中学校で継続することもあるため、入学前に小・中学校間の連絡会を開催し、児童・生徒の生活状況の情報を共有する。

○定期的な個人面談の実施

学校は、学級担任等が児童・生徒との定期的な個人面談を年間3回以上実施する。また、事前に効果的な面談を行えるよう面談の手法などについてスクールカウンセラーや専任教育相談員等に協力を要請する。面談の結果は、学校いじめ対策委員会に報告する。

○関係機関からの情報提供

学校関連機関が、いじめを含む児童・生徒の気になる様子を見たり聞いたりした場合には、速やかに学校に情報提供してもらえるよう、「学校サポートチーム」等の定期的な会議等の機会を通じて緊密な連携・協力体制を築く。

(4) 重大事態への対処 新たに6つの項目を明記

○職員による「重大事態」の定義の確実な理解

○教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断

○重大事態発生の報告

○「中央区いじめ問題対策委員会」による調査の実施

○「不登校重大事態」における調査

○被害児童・生徒の保護者に対する調査結果に関する情報提供

2 インターネットやスマートフォン等を利用したいじめへの対応について新たに文言を明記

新たに4つの項目を明記

○児童・生徒に対する情報モラル教育の充実

○フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の活用

○学校非公式サイト等の監視による情報への対応

○インターネットやスマートフォン等を利用したいじめに関する保護者に対する啓発活動の実施

4 学校運営改善の支援について新たに文言を明記

教育委員会は、校務改善への取組や事務機能の強化など、学校運営の改善を支援する。

3 いじめの防止等のための組織及び対応の主な変更点

○いじめへの対応

いじめを行った児童・生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童・生徒の立ち直りを支援する。

8 参考資料について新たに資料を追加

○中央区いじめ防止基本方針 ○重大事態の対応について

○「いじめについてのアンケート」の実施方法について

○校務支援システムを活用した児童・生徒の情報共有